

事務連絡
令和元年 9 月 5 日

会員各位

(一社) 熊本県警備業協会
専務理事 西橋 一裕

「警備業法施行規則」「警備員等の検定等に関する規則」「警備員教育を行う者等を定める規程」の改正及び公布について（第3報補足）

- 「令和元年度の教育計画書」の教育期は、
自 平成 31 年 4 月 1 日
至 令和 2 年 3 月 31 日
と記載する必要があります。
- 作成日は、実際に作成した日付となります。

※ 上記内容については、9 月 4 日、警察本部と打合せ済み。